(イ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　の	
2　「港湾費」の測定単位について種別補正を行う場合においては、港湾ごとの当該年度の四月一日現在における種別によつて補正するものとする。	2　「港湾費」の測定単位について種別補正を行なう場合においては、港湾ごとの当該年度の四月一日現在における種別によつて補正するものとする。
［3　略］	［3　同上］